

校則の規定について

I 学校生活について

1 互いの人格を尊重しよう

(1) 集団生活の中ではみんなが平等であり、大切にされなければならない。それは、互いに相手の個性と人格を認めあうことによって実現するものである。望ましい人間関係をつくるため、積極的にあいさつを交そう。

(2) いかなる理由があろうとも、暴言を吐いて相手の人格を傷つけたり、暴力的手段で相手を屈服させるような行為があってはならない。また、交際は互いの人格を尊重し、城ノ内生としての品位と節度を保とう。

2 自己の生活のリズムを保ち、規律ある集団生活を送るため、決められた時間を厳しく守ろう。何事も決められた時間の5分前に準備を完了しよう。

3 快適で潤いのある学校生活を送るため、環境を美しく保とう。また、公共財産である学校の施設・設備は大切に使う。

4 自分の生命を守り、また、他人の生命を守るため交通ルールを厳しく守ろう。特に、自転車の二人乗り・信号無視・無灯火・傘さし運転・スマートフォン等を使いながらの運転などの危険行為は絶対にしない。

5 法律で禁じられている次の行為は絶対にしない

(1) 飲酒・喫煙（未成年者飲酒・喫煙禁止法）

(2) 不健全娯楽場への出入り（県青少年保護育成条例）

(3) 深夜徘徊（県青少年保護育成条例）

6 次の事項は、秩序ある学校を運営していくため、事前に届出・許可を必要とする。

(1) 始業から終業までの間に校外に出ること

(2) 集会、校内放送、掲示、広告、印刷物の配布・発行

(3) 集金、物品の販売

(4) 対外試合、合宿

(5) 普通自動車等の運転免許取得

(6) 略装

(7) 所定の時間以外の校舎・校具の使用

7 城ノ内生であることを自覚し、清楚で品性のある服装・頭髪を心がけよう。パーマや染髪等は禁止する。

8 スマートフォン等の通信機器は、始業から終業まで使用しない。ただし、担当教員の指示がある場合は別とする。

9 自動販売機・食堂の利用については、ルール・マナーを守ること。

II 制服について

- 1 本校の制服をつぎのように定める。
- 2 登下校時には、原則として制服を着用すること。

【男子制服】

区 分	冬 服		夏 服
	11/11～4/20	4/21～5/31・10/1～11/10	6/1～9/30
ブレザー	学校指定 (シングル三つボタン)	*着用は任意	
シャツ	学校指定開襟シャツ(長袖・半袖)		
ネクタイ	学校指定		
セーター	学校指定 *着用は任意		
スラックス	学校指定		
ベルト	黒・茶色		
靴下	白・黒・紺色の無地 *ワンポイントは可		
靴	ローカットの運動靴(華美でないもの), またはローファー(黒・茶)		

【女子制服】

区 分	冬 服		夏 服
	11/11～4/20	4/21～5/31・10/1～11/10	6/1～9/30
ブレザー	学校指定 (ダブル六つボタン)	*着用は任意	
シャツ	学校指定開襟シャツ(長袖・半袖)		
リボン	学校指定 *スラックスの場合, ネクタイ可		
スカート・スラックス	学校指定(冬服用スカート・スラックス)		
セーター	学校指定 *着用は任意		
ベスト	学校指定 *着用は任意		
靴下・タイツ	白・黒・紺色の無地 *ワンポイントは可 タイツは黒またはベージュ *模様柄は不可		
靴	ローカットの運動靴(華美でないもの), またはローファー(黒・茶)		
髪留め	髪飾りや大きすぎる髪留めは不可		

- * 4月21日から5月31日, 10月1日から11月10日までの間は, ブレザーの着用は任意とする。
- * ブレザー・ベスト・セーターを着用する場合は, 男子はネクタイ, 女子はリボン(スラックスの場合はネクタイも可)を装着すること。また, スカートの裾は冬服のものとする。
- * スカートの裾は膝頭にかかること
- * 気候の状況により, 移行期間を設ける場合がある。

Ⅲ アルバイトについて

- 1 アルバイトは原則として禁じる。ただし、家庭状況に経済的困難等がある場合に限り、校長が許可する。
- 2 理由にかかわらず、次の事項に該当するときは許可されない。
 - (1) 身体的に無理があると認められるとき。
 - (2) 成績の著しい低下が危ぶまれるとき。単位修得や卒業に支障があると認められるとき。
 - (3) 生活態度が不良であるとき。
 - (4) 職場に適格な指導者がなく、アルバイトを行う場として生徒に好ましくないと認められるとき。
 - (5) 労働関係諸法の青少年保護の法規が守られないと認められるとき。
 - (6) 交通事故その他の事故発生の危険性が予測されるとき。
- 3 校長は、アルバイトを許可した生徒について、上記2に該当する事項が発生したときは、許可を取り消すことができる。
- 4 アルバイトの申し出は、ホームルーム担任に行う。生徒・保護者はホームルーム担任・学年主任・生徒指導課長と面談のうえ校長の決裁を得なくてはならない。

Ⅳ 通学について

- 1 自転車通学について
 - (1) 通学用自転車について
自転車車体点検を受け、「自転車通学ステッカー」が貼付された自転車のみ通学での使用を認める。また、原動機付き自転車の使用は認めない。
 - (2) 校内に入るときは自転車から降り、駐輪場まで押していく。下校時は駐輪場から乗ってもよい。
- 2 遅刻指導について
遅刻したときは職員室で入室許可証に必要事項を記入し、教頭の検印をもらう。入室許可証は教室に持っていき、HR担任または教科担任に提出する。

付記

生活指導の項目に違反したとき、特別に指導することがある。

校則見直しの手順について（前期・後期課程）

生徒総会を経る場合

- | | |
|-------|--|
| 4月 | 校則を確認 各ホームルームで協議 |
| 5月 | 代議委員会で協議
生徒総会で協議し、見直し案を作成
見直し案について生徒会・教職員で協議 |
| 6～12月 | 教職員による諸会議をへて、職員会議で決定 |
| 1～3月 | 全校集会等で周知 保護者への通知 |
| 3月末 | 次年度の校則をホームページに公開 |

緊急を要する場合、次のとおりの手続きとする

- (1) 生徒会・教職員で協議し、見直し案を作成
- (2) 代議委員会で協議
- (3) 各ホームルームに協議内容を周知
- (4) 教職員による諸会議をへて、職員会議で決定
- (5) 全校集会等で周知し、保護者に通知
随時、ホームページに公開